

**線路敷設基盤の開放による設備競争の促進
参考資料**

平成23年9月9日
総務省総合通信基盤局

■2001年4月、電気通信事業者による光ファイバ網等の整備促進のため、公益事業者が保有する電柱や管路等の線路敷設基盤の貸与手続等の標準的な取扱いを示した「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を策定。
 ■これまでの事業者の要望等を踏まえ、5回の改正を実施。

ガイドラインの概要

(1)ガイドラインの対象

- ①設備保有者:電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者
- ②事業者:認定電気通信事業者
- ③設備:
 - i)電柱、管路、とう道、ずい道その他の線路を設置するために使用できる設備
 - ii)鉄塔等

(2)設備提供4原則

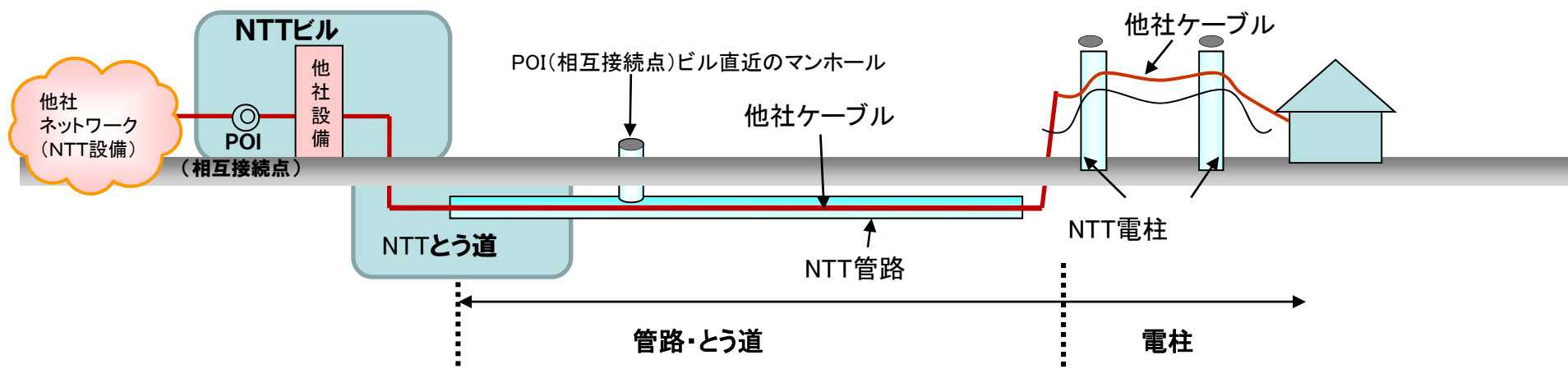
- ①公正性の原則 ②無差別性の原則 ③透明性の原則 ④効率性の原則

(3)貸与手続等

- ①調査回答期間:原則2ヶ月以内に提供の可否を回答。
- ②貸与拒否事由:区間に空きがない場合、技術基準に適合しない場合等を規定
- ③貸与期間:原則5年 等

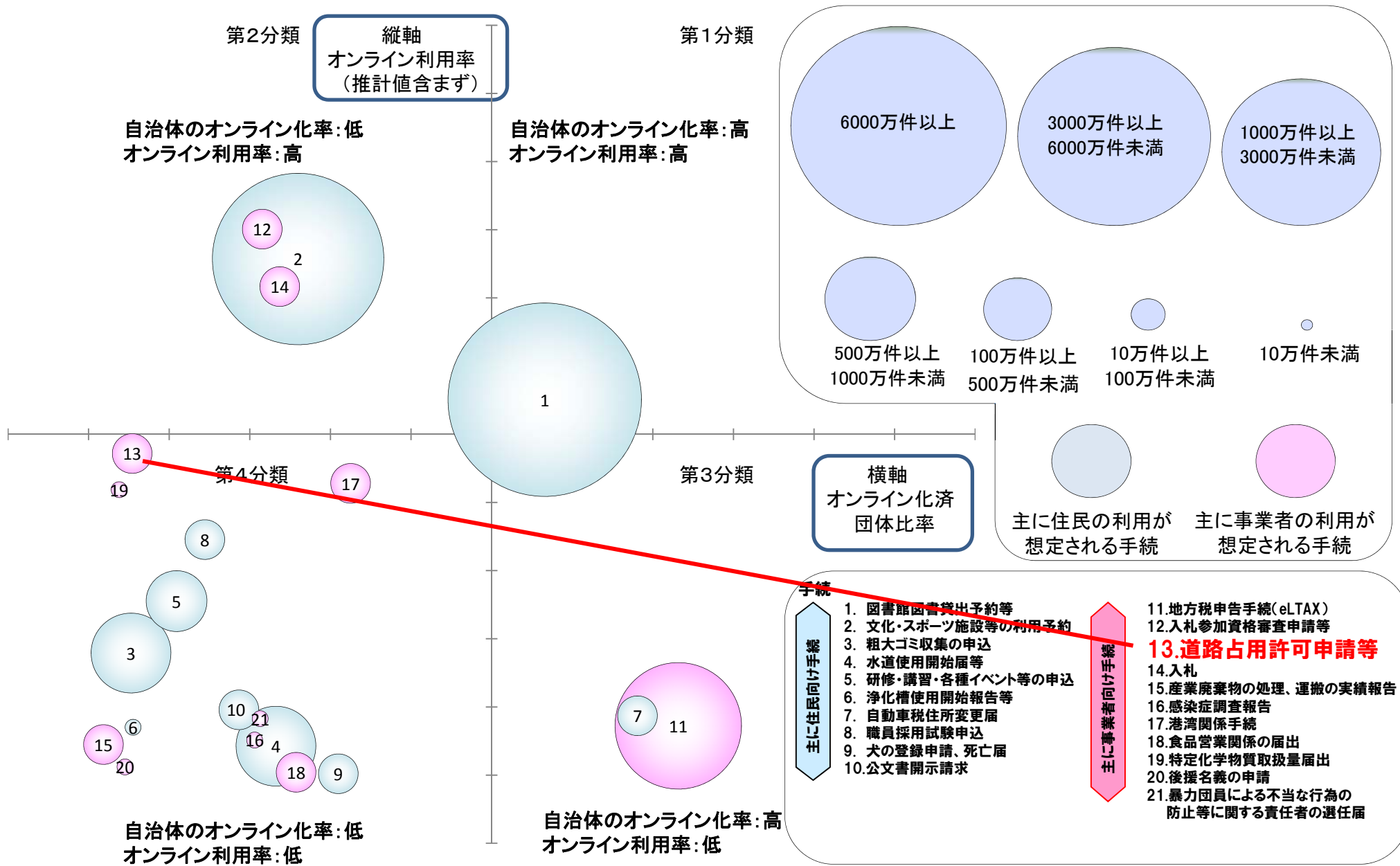
ガイドラインの改正経緯

改正年	改正概要
2002年	電柱への共架に関する「一束化」に関する規定を追加
2003年	支線共用に関する規定、腕金類の設置に関する規定を追加
2004年	使用可能時期の照会に対する回答努力義務、支線共用拒否事由の通知等に関する規定の追加
2007年	効率性の原則及び定型・反復的な光引込線等に係る設備使用に関する手続の簡素化に関する規定を追加
2010年	対象設備に携帯電話の基地局を設置する「鉄塔等」を追加



地方自治体における手続のオンライン化・オンライン利用の現状

※ 数字は平成21年度のもの



○道路法(昭和27年法律第180号)

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガスパ管その他これらに類する物件
- 三～七 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- 一 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
- 二 道路の占用の期間
- 三 道路の占用の場所
- 四 工作物、物件又は施設の構造
- 五 工事実施の方法
- 六 工事の時期
- 七 道路の復旧方法

3 第一項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4及び5 (略)

○河川法(昭和39年法律第167号)

(土地の占用の許可)

第二十四条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(工作物の新築等の許可)

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2～5 (略)

(河川保全区域)

第五十四条 河川管理者は、河岸又は河川管理施設(樹林帯を除く。第三項において同じ。)を保全するため必要があると認めるときは、河川区域(第五十八条の二 第一項の規定により指定したものを除く。第三項において同じ。)に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定することができる。

2及び3 (略)

4 河川管理者は、河川保全区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

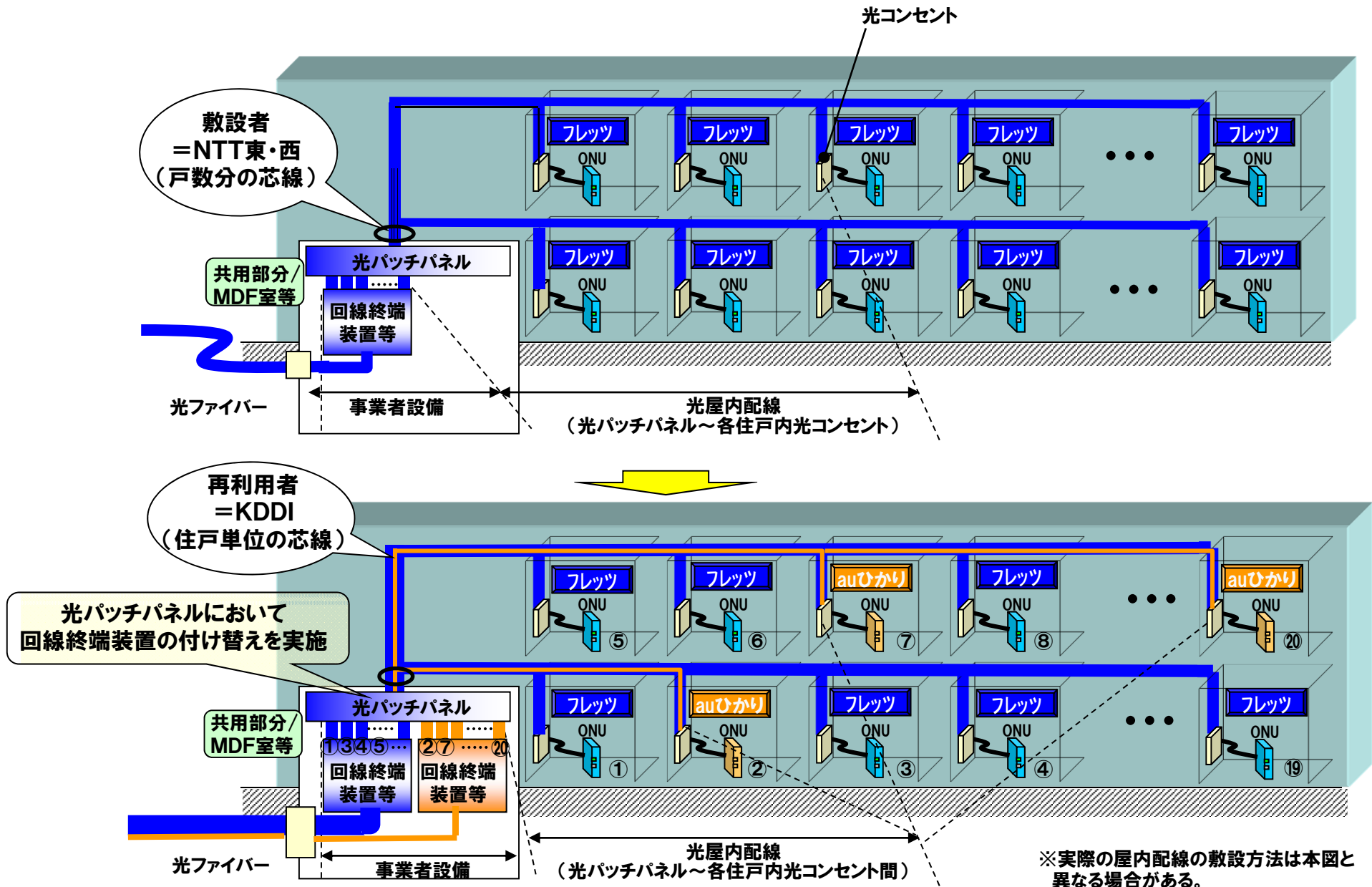
(河川保全区域における行為の制限)

第五十五条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築又は改築

2 (略)

集合住宅における光屋内配線の転用イメージ(合同ヒアリングにおけるKDDIプレゼン資料)

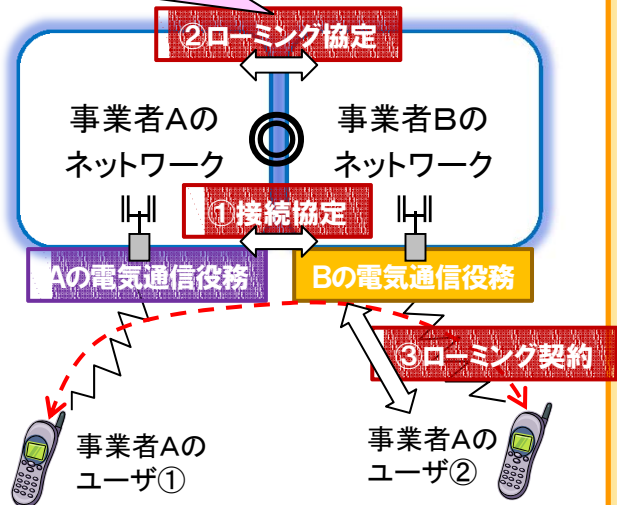


ローミングを実現するために考えられる形態

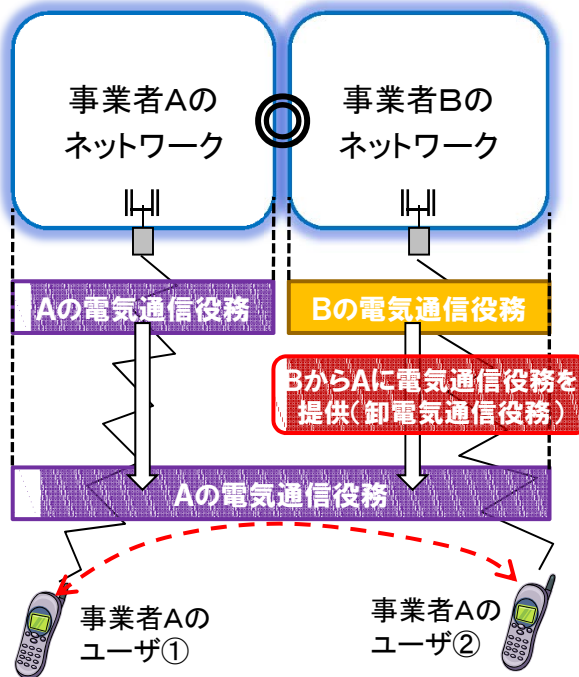
(下図の例で言うと、事業者Aのユーザ②が、事業者Bのネットワークで発着信できるようにするための形態)

接続協定+ローミング協定(ローミング契約)方式

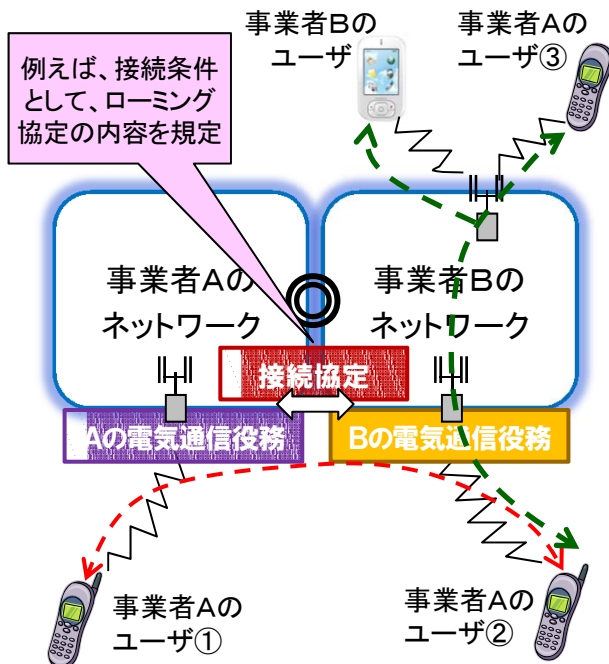
➤Bのネットワークで、Aのユーザも発着信できるようにするための協定
(BからAに対し、②に係る通話料債権を譲渡(AはBに手続きを支払))



卸電気通信役務方式



接続協定方式



- 事業者A・B間で、接続協定に加えて、ローミング協定を締結
- 当該協定に基づき、事業者Bとローミング契約を締結した事業者Aのユーザ(上図ではユーザ②)は、事業者Bのユーザとして、事業者Bのネットワークを通じた発着信サービスを利用可能
- なお、ローミング協定は、接続協定や卸電気通信役務と異なり、電気通信事業法上の位置付けのない民衆の協定(⇒事業法上の紛争処理機能等の利用は通常想定されない)

- 事業者Aが、事業者Bのネットワークに係る電気通信役務の提供を受けて、自網に係る電気通信役務と一体として、自らが利用者(上図ではユーザ②)に対してサービスを提供する形態(⇒事業者Bとユーザ②の間に契約関係なし)
- 卸電気通信役務については、不当な差別的取扱いの場合の業務改善命令、総務大臣の協議命令及び裁定、紛争処理委員会の紛争処理等の対象
- 国際ローミングでは、当該形態が一般的

- 接続形態による役務提供とは、接続点を分界として、事業者AとBそれぞれの電気通信役務がセットとなり、サービス提供される形態であることが必要
- このため、事業者Bの電気通信役務のみで提供される場合、例えば、
 - ・事業者Aのユーザ②から発信し、事業者Aのユーザ③や事業者Bのユーザに着信する場合、
 - ・また、事業者Bのユーザから発信し、事業者Aのユーザ②に着信する場合について、
 接続形態による役務提供と捉えることは困難